

検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:23-0072)
2023年06月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和5年5月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0531第4号」により、測定項目の留意事項が変更されましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 保険収載内容 一部変更

下線部分に変更されました。

測定項目	カルプロテクチン(糞便)
保険点数	270点
検体検査判断料	尿・糞便等検査判断料(34点)
診療報酬点数表区分	「D003」糞便検査「9」
留意事項	～(略)～ イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはELISA法、FEIA法、イムノクロマト法又はLA法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ～(略)～

■ 適用日

2023(R5)年 6月 1日(木) から適用



株式会社 四国中検

香川検査所:087-877-0111 高知検査所:088-802-7250 松山検査所:089-955-7600 徳島検査所:088-665-3125
<https://www.s-cyuden.co.jp>